

東環状大橋（仮称）環境アドバイザー会議設置要綱

（趣旨）

第1条 この設置要綱は、徳島県が実施する東環状大橋（仮称）建設事業における環境監視（以下「環境監視」という。）に関するアドバイザー会議（以下「会議」という。）について必要な事項を定める。

（目的）

第2条 会議は、環境監視に関する情報について、公正・中立性を保ち、科学的・客観的な解析・評価が行われるよう提言・助言等を行うことを目的とする。

（業務）

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する業務を行う。

- （1）環境監視に係る調査の内容・方法に関する提言。
- （2）環境監視に係る調査の照査・解析・評価・公開に関する指導・助言。
- （3）予測し得ない環境上の影響が生じた場合の調査及び対策に関する指導・助言。
- （4）その他、会議の目的を達成するために必要な事項。

（構成）

第4条 会議は、別表に掲げる学識経験者の委員により構成する。

- 2 会議の委員は、徳島県県土整備部長が委嘱する。
- 3 会議は、必要に応じ、委員以外の者の参加を求めることができる。

（委員長）

第5条 会議は委員長を置き、委員長は委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総括し、会議のとりまとめを行う。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

（会議）

第6条 会議の招集及び運営は、委員長が行う。

（事務局）

第7条 会議の事務局は、徳島県県土整備部東部県土整備局に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付則

この要綱は、平成16年5月25日から施行する。

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。 （第1回設置要綱の一部訂正）

この要綱は、平成18年3月15日から施行する。 （第2回設置要綱の一部訂正）

この要綱は、平成20年8月29日から施行する。 （第3回設置要綱の一部訂正）

この要綱は、平成22年3月30日から施行する。 （第4回設置要綱の一部訂正）

この要綱は、平成23年9月20日から施行する。 （第5回設置要綱の一部訂正）

この要綱は、第2条に定める目的終了後、その効力を失う。

【別表】東環状大橋（仮称）環境アドバイザー会議 委員一覧表

| 調査項目 | 氏 名 | 所 属 等 |
|--------------|--------------------------|-----------------------------------|
| 地 形 | 中野 晋 | 徳島大学大学院 教授 |
| 物質循環 水質底質 | 上月 康則 | 徳島大学大学院 教授 |
| 鳥 類 | 小林 實 | 国土交通省河川溪流環境アドバイザー |
| 底生生物 | 和田 恵次 (副委員長) 大田 直友 | 奈良女子大学 教授 阿南工業高等専門学校 准教授 |
| 昆 虫 | 永井 洋三 大原 賢二 | 国土交通省河川溪流環境アドバイザー 前 徳島県立博物館 館長 |
| 植 物 | 森本 康滋 茨木 靖 | 徳島県自然保護協会 会長 徳島県立博物館自然課 主任 |
| 生 態 系 | 鎌田 磨人 (委員長) | 徳島大学大学院 教授 |
| 魚 類 | 佐藤 陽一 | 徳島県立博物館自然課 課長 |